

# 労災保険率及び第一種特別加入保険料率

【別添1】

(平成30年4月1日改定)

(単位:1/1,000)

業種	改定後の料率	現行料率	変化
林業	60	60	
海面漁業	18	19	↓
定置網漁業又は海面魚類養殖業	38	38	
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	16	20	↓
原油又は天然ガス鉱業	2.5	3	↓
採石業	49	52	↓
その他の鉱業	26	26	
水力発電施設、ずい道等新設事業	62	79	↓
道路新設事業	11	11	
舗装工事業	9	9	
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5	↓
建築事業	9.5	11	↓
既設建築物設備工事業	12	15	↓
機械装置の組立て又は据付けの事業	6.5	6.5	
その他の建設事業	15	17	↓
食料品製造業	6	6	
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	↓
木材又は木製品製造業	14	14	
パルプ又は紙製造業	6.5	7	↓
印刷又は製本業	3.5	3.5	
化学工業	4.5	4.5	
ガラス又はセメント製造業	6	5.5	↑
コンクリート製造業	13	13	
陶磁器製品製造業	18	19	↓
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	
金属精錬業	6.5	7	↓
非鉄金属精錬業	7	6.5	↑
金属材料品製造業	5.5	5.5	
鋳物業	16	18	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10	10	
洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5	
めつき業	7	7	
機械器具製造業	5	5.5	↓
電気機械器具製造業	2.5	3	↓
輸送用機械器具製造業	4	4	
船舶製造又は修理業	23	23	
計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5	
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	3.5	
その他の製造業	6.5	6.5	
交通運輸事業	4	4.5	↓
貨物取扱事業	9	9	
港湾貨物取扱事業	9	9	
港湾荷役業	13	13	
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3	
船舶所有者の事業	47	49	↓
農業又は海面漁業以外の漁業	13	13	
清掃、火葬又はと畜の事業	13	12	↑
ビルメンテナンス業	5.5	5.5	
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7	↓
通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5	
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5	↓
金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5	
その他の各種事業	3	3	

## 特別加入保険料率

(平成30年4月1日改定)

一人親方等の保険料率(第二種特別加入保険料率)

(単位:1/1,000)

		改定後の料率	現行料率	変化
特1	個人タクシー、個人貨物運送業者	12	13	↓
特2	建設業の一人親方	18	19	↓
特3	漁船による自営業者	45	46	↓
特4	林業の一人親方	52	52	
特5	医薬品の配置販売業者	7	7	
特6	再生資源取扱業者	14	14	
特7	船員法第一条に規定する船員が行う事業	48	49	↓
特8	指定農業機械従事者	3	3	
特9	職場適応訓練受講者	3	3	
特10	金属等の加工、洋食器加工作業	15	16	↓
特11	履物等の加工の作業	6	7	↓
特12	陶磁器製造の作業	17	17	
特13	動力機械による作業	3	4	↓
特14	仏壇、食器の加工の作業	18	18	
特15	事業主団体等委託訓練従事者	3	3	
特16	特定農作業従事者	9	9	
特17	労働組合等常勤役員	3	4	↓
特18	介護作業従事者	5	6	↓

海外労働者(第三種特別加入保険料率)

(据え置き)

海外で行われる事業に派遣される労働者	3	3	
--------------------	---	---	--

# 労務費率

(平成30年4月1日改定)

		改定後の率	現行	変化
水力発電施設、 ずい道等新設事業		<b>19%</b>	19%	
道路新設事業		<b>19%</b>	20%	↘
舗装工事業		<b>17%</b>	18%	↘
鉄道又は 軌道新設事業		<b>24%</b>	25%	↘
建築事業		<b>23%</b>	23%	
既設建築物設備工事業		<b>23%</b>	23%	
機械装置の 組立て又は 据付けの 事業	組立て又は 取付け	<b>38%</b>	40%	↘
	その他の もの	<b>21%</b>	22%	↘
その他の建設事業		<b>24%</b>	24%	